

事務連絡
平成15年3月27日

各都道府県介護保険担当部局担当官 殿

厚生労働省老健局振興課

介護保険における事業者指定等と道路運送法等との関係について

今般の介護報酬の改定において、「通院等のための乗車又は降車の介助」を新設しましたが、これは、いわゆる介護タクシーについて、給付の範囲・要件を明確にし、その適正化を図ろうとするものです。

一方、この新設に伴い、現に移送を伴う訪問介護を行っている事業者について、一部の自治体で事業者指定等の取扱いに差異が生じているとも聞いております。このため、当省において国土交通省に確認したところ、今回の介護報酬の改定によって、これらの事業者に関するこれまでの道路運送法上の取扱いが変更されることはないとの回答がありました。

したがって、今般の介護報酬の改定に伴って、これらの事業者が、新たに一律に道路運送法の許可を受けなければならなくなるというものではありません。

「通院等のための乗車又は降車の介助」に係る届出を含め、介護保険の事業者指定等に当たっての当該事業者に関する道路運送法上の取扱いは従来と変わりませんので、御留意いただきますようお願いするとともに、管下市町村等に対しても周知方お願い申し上げます。

(注) 訪問介護事業者が行う移送サービスに係る道路運送法上の許可の要否については、これまでも、個々の事業者の実態に応じて運輸支局等で判断がなされ、必要に応じて指導などがなされているものと承知しています。

なお、本件に関して、以下の資料を併せて送付いたしますので、御参考と

されるようお願い申し上げます。

- ① 奈良県より要望（別紙1）があった事項につき、国土交通省自動車交通局旅客課担当者に照会した際の回答（別紙2）
- ② 平成15年3月25日参議院厚生労働委員会での質疑（要旨）（別紙3）

最後に、本事務連絡の内容については、国土交通省自動車交通局旅客課も了解済みであり、同省から各地方運輸局に対しても連絡するとのことでしたので、併せてお知らせいたします。

問い合わせ先
厚生労働省老健局振興課法令係
TEL 03-5253-1111
（内線3937）
FAX 03-3503-7894

高介第287号
平成15年3月20日

厚生労働省老健局振興課長 殿

奈良県福祉部長 橋本弘隆
(公印省略)

訪問介護費に係る「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定について（要望）

このことについては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成15年厚生労働省告示第50号）が公布され、本年4月1日から新たな訪問介護の区分として新設されるとともに、その算定に際しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意することとされたところです。

本県におきましても、この「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施を図る観点から、当該事業を行う訪問介護事業所の指定又は既指定訪問介護事業所からの運営規程の変更に際しては、道路運送法第4条第1項等による許可証の写しを添付させるなどの措置を講じたところです。

その結果、これまで指定訪問介護事業所により提供されていた、いわゆる「白ナンバー」による通院のための乗降介助が認められず、相当数の指定訪問介護事業所では、今回の改正に伴い、道路運送法に基づく許可取得を行うこととしています。

しかしながら、当該許可取得には、通常5箇月乃至6箇月を要しますとともに、今回の改正に係る説明が本年2月20日に開催された全国介護報酬・事業運営基準担当者会議ではじめて行われたものであり、これらの事情から本年4月1日の介護報酬の改定時期には、到底間に合わないという状況です。

一方、利用者においても、これまで行われていた通院等のための乗降介助が、今回の改正に伴い、今後公共交通機関等の利用やごく小数の介護タクシー事業者に限られることから、不安の声が寄せられており、特に一人暮らしや車椅子利用の要介護者にとっては、深刻な問題になっています。

つきましては、下記事項につきまして、特段のご配慮をいただきますとともに、3月末日までにご回答をいただきますよう、要望します。

記

今回の改正に伴い、道路運送法の許可取得を予定している指定訪問介護事業所については、地域の実情に応じて一定期間、当該許可の申請書の写しの添付をもって、「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定を認めること。

(道路運送法との関係)

今般、厚生労働省において介護報酬・事業運営の基準通達を改正したところであるが、通院等のための乗車又は降車の介助を行う場合、「道路運送法等他の法令等に抵触しないよう留意すること」として示させていただいたところであるが、現時点における道路運送法の取扱いに関する考え方をお聞きしたい。

1. 介護事業者が行っている訪問介護と一体となった要介護者輸送については、介護保険の対象となるか否かにかかわらず、有償で行うかぎり、タクシー事業に該当するものであり、原則として道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けることが必要であると考えている（平成13年1月5日自動車交通局旅客課事務連絡）。
2. しかしながら、介護事業者が行っている訪問介護と一体となった要介護者輸送が、具体的な事例に即して有償性を有するか否かを判断するに当たっては、本来の介護サービスの提供とは別に、介護事業者が主体的な立場において自動車を運行の用に供することにより旅客運送を行っているかどうか等について、社会通念に照らし、十分実態を調査したうえで判断する必要があるものである。
3. なお、現在道路運送法の許可を受けずに乗降介助を行っている介護事業者については、著しく高額な対価を收受しているものを除き、ただちに処分、刑事告発等の対象とするものではないが、可能なものについては、道路運送法の許可を申請するよう指導を行うことを想定している。
4. 介護報酬の算定基準等については、厚生労働省の所管であり第一次的には、介護報酬に係る所定単位数の算定を行う地方公共団体の判断において行われるものと理解しているが、国土交通省としても、道路運送法に基づく諸制度の運用に当たっては、厚生労働省とも十分連絡をとりつつ、協議してまいりたい。

平成15年3月25日参議院厚生労働委員会（要旨）

西川きよし君

今回の介護報酬の改定というのは在宅サービスだけをみても、訪問介護費の改正、居宅介護支援費の加算・減算等と、その仕組み、考え方や介護報酬の算定方法等が大幅に変更される部分がある。事業者及び利用者の間で、これまでとの違いで最も不便になったとされている点は、「通院介助」との声が非常に多く、現場は頭を抱えていると聞いている。

これまでの一般的な通院介助というのは、例えば、介護度の高い方が、通院の際に、電車やバスを利用することは困難であり、どうしても車での移動になってしまう。この場合タクシーを使うケースもあるが、運賃の負担が非常に大きいものとなっている。また例えば、ヘルパーの方が自家輸送等、移送サービスを無償で行い、乗車までの介助や病院内の介助については報酬を得ているという形態が各地にある。

この4月からは、道路運送法上の許可を得なければ、介護報酬は請求できないことであり、移送サービスを無償で提供している事業者が締め出されることになるのではないか。

この道路運送法との関係について、厚生労働省及び国土交通省において、どのような話し合いが持たれたのかお伺いしたい。

老健局長

お尋ねの点について、国土交通省とお話し合いをさせていただいたところであり、その経緯・経過を説明させていただくと、まず、この4月からこの問題がなぜ問題となるのかというと、介護保険制度が施行してから、タクシー会社が訪問介護事業所の指定を受け、ホームヘルパーの資格を有する運転手がタクシーへの乗降介助を行う、いわゆる介護タクシーが各地に現れた。この事業所が乗降介助を行った場合、身体介護30分未満の方がほとんどであるが、2,100円の介護報酬が支払われている。一部のタクシー会社には、運賃を徴収せず、介護報酬の2,100円から充当しているケースもあった。

社会保障審議会介護給付費分科会における介護報酬の改定の議論において、市長会、町村会の代表からそもそもこういったサービス自体がおかしく、介護保険の給付の対象とすること自体反対であるとの強い指摘や乗降の介助といつても、きちんとしたサービスがなされているのかどうか、実際は介護保険からタクシ一代を支払っているのではないかとのさまざまな議論があり、介護報酬の見直しに当たり、この問題は介護報酬の適正化の観点から、乗車・降車の介助という新しい介護報酬を設定し、単位としては1乗り100単位1,000円とし、要支援の方はご利用になれないこととしたものである。

新しい介護報酬の対象者等をお示しした通知を発出した中で、やや混乱があり、移送サービスを行うNPOやボランティアの間で、道路運送法上の許可が必要なのでは

ないかという懸念がうまれているようであるが、こういった点について国土交通省と協議してきたが、今回の介護報酬の改正は元々典型的にはタクシー会社の運転手がヘルパーの資格をとって乗降介助を行うことを念頭に置いて介護報酬を設定したものであり、新たに道路運送法上の取扱いがかわるとは認識していない。つまり、これまでNPOやボランティアがこれまで移送事業を行ってきた、これが今まで道路運送法の許可を取らないでやってきたのもあると思うが、これらについて今回の介護報酬が改正されたからといって、道路運送法上の取扱いを何ら変更するものではないと認識しており、従って、道路運送法の許可を得なければ介護保険の適用を受けられないというものではない、この点について国土交通省とはお話をついている。

当省が発出した通知の中で、「訪問介護事業者は道路運送法等他の法令に抵触しないこと」と書かせていただいているが、これは文字通り一部のタクシー会社が道路運送法に抵触しているような事例があったことを踏まえたものであり、そういうタクシー会社は困りますという趣旨を書いたものであり、今回の介護報酬の改定は、NPOやボランティアの行う移送サービスに対して新たな規制をかけるとか、あるいは、介護保険から排除するという認識は毛頭ない。

現場の方々の混乱が収束するよう、きちんと対応してまいりたい。

いずれにしても、道路運送法上のボランティア、NPOの取扱いは、介護報酬の問題以外でもかねてから懸案があるので、国土交通省とも引き続き検討して参りたい。

西川きよし君

今まで通りで、答弁にあったようにいく、4月から新たに乗降介助という部分はそうではないという風に理解して良いか。再度答弁を頂きたい。

老健局長

今回の介護報酬の乗降介助にかかる適正化については、少なくとも、介護報酬としては、身体介護をすることについては、身体介護のサービスとして必要な方の乗降介助をおこなうことについて、評価する。その一方で、運賃について介護給付を行うわけではないということを明確にしている。

NPOやボランティアについては、介護報酬の改定に伴い、道路運送法上新たな義務なり、新たな許可をとらなければならないということは考えていない。この点については国土交通省とも共通の理解であると認識している。

(注) 平成13年3月25日厚生労働委員会における質疑の要旨を厚生労働省老健局でまとめたものである。